

令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和5年9月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前 9時46分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	妹 尾 茂 樹
税 務 課 長	妹 尾 一 正	健康子育て課長	小 川 公 一
福祉介護課長	稲 田 由 紀 子	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	教 育 課 長	藤 原 徳 忠
病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆	会 計 管 理 者	稲 田 欽 也
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企画財政課財政係長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第54号 令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
 議案第55号 令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について

- 議案第 56 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第 57 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第 58 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
日程第 2 報告第 4 号 令和 4 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る
資金不足比率について
日程第 3 議案第 59 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定につい
て
議案第 60 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について
議案第 61 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第 62 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 63 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 64 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 65 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 66 号 令和 5 年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 67 号 令和 5 年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 4 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024 年
度政府予算に係る意見書採択の請願

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（花川大志君） ここで、日程第1に入る前に、町長から、令和5年9月6日付けで令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会における、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について及び議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）についての訂正についての許可を矢掛町議会会議規則第20条第1項の規定により求められております。ここで執行部に訂正の理由及び内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 失礼いたします。議事日程に入る前にお時間いただきまして、ありがとうございます。

議長申されましたとおり、議案第54号と議案第67号におきまして、数字と語句の誤りがございましたので、まことに申し訳ありませんが、お手許に配付の議案の正誤表によりまして、訂正をいただきますようよろしくお願いいたします。

少し説明をさせていただきます。正誤表の左側が訂正後、右が訂正前になっております。

まず議案第54号、決算書なんですけど、298ページ、もしお持ちでしたらお開きいただきたいと思えます。298ページ、令和4年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書であります。その上の収入の表で2行目、項の後期高齢者医療保険料の収入済額及び還付未済額の欄の2行目なんですけど、上段の数字が1億8,638万100円となっておりますが、正しくは、その上の1行目と同じく、1億8,633万4,250円でございます。1行目と2行目、同じ数字となります。

同じように、一番右端の列で予算現額と収入済額の比較、2行目の数値でございますが、マイナス1,071万9,900円となっておりますが、同じように、正しくは1行目と同じくマイナス1,076万5,750円でございます。

合計等そのほかの数字に影響はございません。よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、補正予算なんですけれども、議案第67号、西川面上財産区の補正予算になります。議案第67号の令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）の鏡1ページのページです。本文の1行目でございますが、横谷財産区と書かれておりますが、正しくは、矢掛町の西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）となります。

申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。

議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について及び議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）についての字句の訂正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について及び議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）についての字句の訂正についてを許可することに決しました。

~~~~~

- 日程第1 議案第54号 令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第55号 令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第56号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第57号 令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第58号 令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 議案第54号から議案第58号までを一括議題といたします。

これらの議案は、既に執行部からの説明が終わっております。ここで監査委員から、決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員土田正雄君、お願いします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和4年度矢掛町一般会計及び17の特別会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を、去る7月4日から13日までの間、平井監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計をはじめ、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従い作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きもおおむね適正に処理され、経理は正確、適切に処理されていることを認めたとところであります。

令和4年度一般会計決算額につきましては、対前年度比で歳入約2億6,400万円の減、歳出約3億1,300万円の減で、歳入・歳出共に減額となっております。これは令和3年度に小田地区の浸水対策事業が完了したことに加え、コロナ禍における子育て世帯や低所得世帯への給付金給付事業が減少したことにより、前年度と比較して決算額は減少しているが、引き続き実質収支は黒字で計上されており、おおむね順調な決算状況となっております。

また、財源については、過疎債などが効率的に活用される中、将来設計の下で償還財源が措置されており、基金残高総額についても増加しております。

さらに、町債の繰上償還2億8,000万円を実施することで、昨年度に引き続き、町債の年度末現在高が前年度より減少しており、財政の健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。

次に、税及び税外収入の未収金については、前年度より減少しており徴収努力を評価するものであります。今後については町民に不公平感が生じないように、厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

最後に、今後におきましても、引き続き一般会計及び各特別会計の効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和4年度の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の決算審査は、去る6月28日に平井監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果、4会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従って作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されているこ

とを認めたところであります。

いずれの企業会計においても積極的な取組が行われ、また、事業運営に必要な資金も決算時においては留保されていますが、今後においては中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところがございます。

なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思います。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

**○議長（花川大志君）** 土田監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号から議案第58号までは、所管の予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第55号、令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第56号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第57号、令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第58号、令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 報告第4号 令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（花川大志君） 日程第2、報告第4号、令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題とします。

これも既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号、令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了します。

~~~~~

日程第3 議案第59号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

議案第61号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第62号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第63号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第65号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第66号 令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第3, 議案第59号から議案第67号までを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第59号から議案第67号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第59号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定については産業福祉常任委員会へ、議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、議案第61号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第62号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第63号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第64号、令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第65号、令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第66号、令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（花川大志君） 日程第4, 請願第1号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号は、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は19日の火曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、19日の火曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が、次の日程で開催されます。8日の金曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午前10時30分から、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が、11日の月曜日、12日の火曜日及び14日の木曜日は午前9時30分から、13日の水曜日は午後1時30分からそれぞれ庁舎2階

第1会議室で開催されますので、関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午前 9時46分 散会